

平成30年度 第1回

地域包括支援に関する会議

資料 5

2 議事

(5) 校区の作戦会議について

地域包括ケアシステムの構築に向けた校区の「作戦会議」（協議体）

～校（地）区社会福祉協議会を核として多様な住民や団体が参加する協議・連携・実践の場～



地縁団体

【役割】参加呼びかけ、広報、資金集め 【メリット】加入者の利便性向上による加入率の向上

まちづくり協議会、自治会、PTA、老人クラブ、婦人会、消防団、子ども会 など

学生の参加

住民・ボランティア・プロボノ（専門を活かしたボランティア）

【役割】情報・知識・能力提供、企画・運営への参加 【メリット】生きがい・仲間づくり・安心感・自己有用感

民生委員・児童委員、福祉協力員、健康づくり推進員、食生活改善推進員、介護予防推進員、認知症カフェマスター、介護支援ボランティア、きたきゅう体操・ひまわり太極拳普及員、消防団員、スクールヘルパー、福祉系大学の学生、IT企業社員、市議会議員、企業・市職員OB など

校（地）区社会福祉協議会

事業者・NPO等

【役割】施設・設備、専門知識、サービスの提供 【メリット】地域との協働による効果的な事業展開

医療・介護・福祉施設、宗教施設、薬局、店舗、協同組合、シルバー人材センター、大学、スポーツジム、タクシー会社、葬儀社、金融機関、NPO など

専門職の参加

行政等

【役割】情報提供、運営支援 【メリット】地域との協働による効果的な福祉の実現

いのちネット担当係長、地域支援コーディネーター、地域包括支援センター、校区担当保健師、認知症支援・介護予防センター、市民センター館長、社会教育主事、生涯学習推進コーディネーター、警察署、消防署 など

目指す地域像の共有、生活支援ニーズ・地域資源の把握、参加の呼びかけ、計画・評価
それぞれの得意を活かした連携による生活支援の仕組みづくり

住み慣れた地域で安心して暮らせるための「3つ」の作戦～

～全員参加と地域資源の組み合わせによる「三方よし」の地域づくり～

作戦その1 通いの場づくり

いきがい・健康づくり、交流の場

高齢者サロン

認知症カフェ

暮らしの保健室

寺カフェ・終活支援

地域食堂

ふれあい昼食交流会

地域でGOGO健康づくり



作戦その2 助け合いづくり

ご近所さんによる訪問支援

ふれあいネットワーク（社協）
友愛訪問（老人クラブ）

安否確認、話相手、情報提供
ゴミ出し・電球換え など



有償ボランティアによる生活援助

送迎、買い物同行、掃除・調理の手伝い
食事のおすそ分け、飼いの散歩
家具・重たい荷物の運搬・移動・固定
家族不在時の子ども・認知症者等の見守り
など

地域生活支援相談員



作戦その3 サービスづくり

事業者・NPO等による生活支援サービス

乗り合いタクシー・バス

シルバー人材センター
庭の手入れ・大掃除など

配食サービス

移動販売

お弁当



健康づくり・
介護予防指導

地区担当保健師
介護施設・医療機関

住民主体の認知症予防・
介護予防活動の支援

認知症支援・介護予防センター



仕組み構築・運用支援
コーディネーター研修

市・区社会福祉協議会

NPOの育成
地域とのマッチング

市民活動サポートセンター

担い手の育成、地域とのマッチング

社会福祉ボランティア大学校 年長者研修大学校 生涯現役夢追塾 生涯学習センター

地域包括ケアシステム構築に向けた意識の醸成、多様な主体の協働促進、作戦会議の運営支援

市・区社会福祉協議会 地域支援コーディネーター いのちをつなぐネットワーク係 地域包括支援センター

校区の作戦会議（協議体）の推進方法について（案）

国の動き

- ・高齢者の生活支援と社会参加を強化するための協議・連携の場として、行政区と日常生活圏域（※1）への「協議体」の設置や、生活支援コーディネーター（※2）の配置を行う生活支援体制整備事業が、介護保険法の地域支援事業に位置づけられた。

※1：日常生活圏域：国は中学校区を想定しているが、圏域の設定は自治体に委ねられている。

※2：本市では地域支援コーディネーターと命名している。

- ・また、平成 29 年 5 月の社会福祉法の改正により、子ども・高齢者・障害のある人など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向け、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みることができる環境の整備が求められている。

協議体＝校区の作戦会議

- ・本市では、校区社協の連絡調整会議等（まち協の保健福祉部会等を含む）の参加者や内容を拡充することで、「協議体」の役割を果たせるよう区と区社協が連携の上、支援していく。
- ・また、校区社協の活動は、高齢者だけではなく、障害者や子育て世帯、生活困窮世帯などすべての要支援者を対象としていることから、本市では、協議体を地域共生社会実現のための基盤と捉え、地域の多くの人や様々な団体が参画し、作戦を練る会議という意味を込めて校区の「作戦会議」と呼ぶこととした。
- ・団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年度までに概ね全ての校区において、作戦会議が継続的に行われるよう、区と区社協が協議の上、支援計画を策定、進捗管理していく。

作戦会議の推進にあたっての留意点

- ・作戦会議は、高齢者だけではなく、障害者や子育て世帯など、全世代の生活支援や社会参加促進を目指す。
- ・各部署が別々に地域にアプローチするのではなく、連携を図りながら、地域に負担をかけないとともに効果的な支援を行う。
- ・各部署が行っている既存の取組を整理し、地域及び行政の負担を軽減するとともに人的資源や財源を有効に活用する。
- ・キーパーソンや地域の間人関係を把握し、住民の主体性を引き出す。
- ・本庁部局・市社協は、区や区社協が地域を支援しやすいよう情報を整理し、タイムリーに提供する。
- ・毎年度、各区において重点支援校区を決め、そのプロセスを詳細に記述し、成功・失敗要因の分析を行い、関係者で共有することで、取組を進化させる。

校区の作戦会議の目的・成果目標

	目的	成果目標（例）
1	要支援者・世帯（※）の生活支援の充実 ※高齢者、障害者、一人親、生活困窮世帯など	要支援者・世帯の困りごとの減少
2	高齢者等（※）の地域貢献活動への参加促進 ※引きこもりの若者、障害者等を含む	福祉協力員・ニーズ対応員・生活支援ボランティア等の増加
3	健康・生きがいづくり、認知症・介護予防のための通いの場の充実	通いの場への参加者の増加 要介護認定率の低下

作戦会議が行われていると見なす目安

下記の1～4のすべてを満たすこととする。

	目安	具体例
1	校区内の要支援者と生活支援ニーズを把握し、情報を共有している。	見守り対象世帯の基本台帳・訪問台帳の情報やアンケート調査等により校区内の生活支援ニーズ（困りごとの分類ごとの世帯数等）を見える化し、校区内で共有している。
2	要支援者の生活支援ニーズを満たす方法を検討している。	把握した要支援者の生活支援ニーズを満たす方法について、当事者への意見聴取、関係者間の意見交換、ワークショップの開催などによって幅広く検討している。
3	ひきこもりがちな高齢者等の役割・居場所づくりや参加を促す方法を検討している。	ひきこもりがちな高齢者等に対して、福祉協力員やニーズ対応員、有償ボランティア、交流の場の運営などの担い手として参加を促す方法について、当事者への意見聴取、関係者間の意見交換、ワークショップの開催などにより幅広く検討している。
4	1～3に必要と思われる多様な関係者が会議に参加している。	検討課題を明示した上で、会議への参加や意見提出について、効果的に地域住民や関係団体に広報することで、多様な関係者の参加が実現している。

具体的な取組例

	取組内容（例）	担当
1	校（地）区社協の取組状況の把握、一覧の作成 ・連絡調整会議の開催状況（頻度・参加者・協議内容等） ・居場所・助け合い・サービスづくりの状況	市・区社協
2	校（地）区社協へのアナウンス ・2025年に向けたふれあいネットワークの充実・強化 ・地域生活支援活動推進事業（校区のボランティアマッチング）の説明・公募	
3	平成30年度重点支援校区、支援方針の決定 ・コーディネーター1人につき1～2校区程度 ・課題が明確で、解決の意欲の高い校区を選定	区社協 保健福祉課 コミュニティ支援課

4	重点支援校区の会議への出席・高齢者の社会参加の必要性等についての啓発 ・校区社協の連絡調整会議、小地域福祉活動計画策定・推進委員会、まち協の福祉部会等の中で最も作戦会議に近いと思われる会議への出席	いのちをつなぐネットワーク係 地域支援コーディネーター 区社協 コミュニティ支援課 地域課題に応じた担当課
5	重点支援校区における地域福祉課題・活動ニーズの見える化の支援 ・訪問台帳による要支援世帯の困りごとの一覧化 ・アンケート・ワークショップ等による高齢者の地域参加ニーズ・障壁の見える化	
6	重点支援校区における課題解決・地域参加促進のための計画策定支援 ・課題解決等に関係する資源・制度の見える化、個人・団体への声かけ ・ワークショップ・KJ法等による解決手段、担い手発掘手段の検討 ・役割分担・工程表の作成	
7	重点支援校区における計画実行支援 ・住民等への広報、担い手の発掘 ・実行段階における課題の共有、課題解決に向けた協議	
8	重点支援校区の進捗管理、成功・失敗要因の分析 ・作戦会議メンバーによる自己評価・分析 ・支援担当者による評価・分析	
9	重点支援校区の事例発表会の実施、冊子の作成（平成31年度末） ・支援決定から2年間の取組を発表 ・他校区の参考となる知見を冊子にまとめ、全校区に配布	地域福祉推進課 地域振興課 市・区社協

支援スケジュール（見込み）

- ・1校区を重点的に支援する期間を概ね2年間とする。
- ・2018年は、地域支援コーディネーターといのちをつなぐネットワーク担当係長のペア1組につき、1～2校区を重点的に支援する。
- ・2019年以降は、上記ペア1組につき、2～3校区を重点的に支援する。

	(年度)									
	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	
20校区	→									
20校区		→								
20校区			→							
20校区				→						
20校区					→					
20校区						→				
20校区							→			
15校区								→		
計155校区										